

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

全国の6割の自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県では独自の学費軽減に関する予算が一昨年度比で約49%の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善は行われたものの、年収590万円を超える世帯への新たな助成措置はなく、入学金及び施設設備費等への助成対象も年収250万円未満の世帯にとどまっている。このことから、私立高校生の保護者の学費負担は国と県の制度による支援を受けても、年収590万円未満世帯で年額約14万円から約24万円、さらに年収590万円から910万円未満の世帯では約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると大きな学費の格差がある。

新型コロナウイルス感染症は収まる気配がなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、市民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

記

学費の公私間格差を是正するために県独自の学費軽減制度を拡充すること。

- (1) 年収590万円未満の世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。
- (2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満の世帯に対し、新たに県の助成措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

新潟県佐渡市議会議長 近藤和義